

登録印鑑の追加等について

👉 氏名及び旧氏の振り仮名が住民票に記載されたことに伴い、登録できる印鑑を追加するほか、印影部分に係る印鑑登録原票の調製方法の変更等を行う。

1 概要

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により、氏名及び旧氏の振り仮名が公証され住民票に記載されることを踏まえ、当該振り仮名で表した印鑑を登録できる印鑑に追加する。
- (2) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づいて作成された標準化仕様書において、国が「印鑑登録原票」の調製方法に係る考え方を変更したことに伴い、「印鑑登録原票」のうち現在紙媒体で調製している印影部分について、システムで調製できるようにする。
- (3) 印鑑の登録申請者が本人であることを保証する保証人に係る要件について、全国の区市町村における印鑑登録事務の統一化が進んできたことを踏まえ「東京都の区市町村において既に印鑑の登録を受けている者」から「区市町村において既に印鑑の登録を受けている者」に緩和する。

2 改正を要する条例

中央区印鑑条例（昭和50年3月中央区条例第3号）

3 施行予定日

公布の日